

裁 決 書

審査請求人 札幌市北区

上記代理人 札幌市南区
甲斐 基男

処 分 序 1 札幌市中央区南2条西14丁目
北海道後期高齢者医療広域連合長
処 分 序 2 札幌市北区北24条西6丁目
札幌市北区長

審査請求人が平成20年8月8日付けで提起した平成20年度後期高齢者医療保険料額決定処分及び保険料徴収方法決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 実

北海道後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、平成20年6月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成20年度分の後期高齢者医療保険料額を決定し、後期高齢者医療保険料額決定通知書により通知した。

また、札幌市北区長は、請求人に係る平成20年度分の後期高齢者医療保険料の徴収方法を決定し、請求人に対し、平成20年6月17日付けで、後期高齢者医療保険料納入通知書によりこの旨を通知した。

請求人は、広域連合長が請求人に対して行った平成20年度後期高齢者医療保険料額決定処分（以下「原処分1」という。）及び札幌市北区長が請求人に対して行った平成20年度後期高齢者医療保険料徴収方法決定処分（以下「原処分2」という。）を不服として、平成20年8月8日付けで北海道後期高齢

者医療審査会（以下「審査会」という。）に審査請求を提起した。

審査請求及び弁明の趣旨

1 請求人による審査請求の趣旨

請求人は、原処分1及び原処分2の取消しを求めて、次のとおり主張する。

- (1) 75歳以上の者を差別して、後期高齢者医療制度に加入させて保険料の負担を求め、決定することに納得できない。
- (2) 本人の承諾もなく、後期高齢者医療保険料の徴収方法を決めるこには納得できない。

2 処分庁による弁明の趣旨

(1) 広域連合長による弁明の趣旨

広域連合長は、本件審査請求のうち、原処分1の取消しを求める部分についての棄却を求めて、次のとおり主張する。

ア 原処分1は、法令及び北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「条例」という。）に基づき適正に行われたものである。

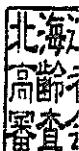
イ 後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進み、高齢者人口と医療費が増え続けていく中で、将来にわたり国民皆保険制度を守りながら、特に医療面での配慮が必要な75歳以上の方等の医療費を国民全体で支えていくために構築されたものであり、75歳以上の者を差別するものではない。

(2) 札幌市北区長による弁明の趣旨

札幌市北区長は、本件審査請求のうち、原処分2の取消しを求める部分についての棄却を求めて、次のとおり主張する。

ア 原処分2は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第107条、法第110条において準用される介護保険法（平成9年法律第123号）の関係規定、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）第21条から第24条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の関係規定に基づき適正に行われたものである。

イ 保険料を特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令



で定める者を除く。) から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。) の方法により徴収するか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。) の方法により徴収するかの判断は、関係法令に規定する要件に照らして判断されるものであり、被保険者の同意は要件とされていない。

裁決の理由

後期
医療
長印

本件に関しては次のとおり判断する。

1 原処分1について

- (1) 後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収については、法第104条に規定されており、同条第1項において、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされており、同条第2項において、保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課するとされている。
- (2) 広域連合長は、上記(1)により請求人に対し原処分1を通知したものであると認められるが、原処分時における保険料額を条例の規定に基づき本審査会において算定すると、別紙1のとおり適正に算定されていることが認められる。

よって、請求人の主張には理由がない。

2 原処分2について

- (1) 後期高齢者医療保険料の徴収については、法第107条第1項に、市町村は保険料の徴収については、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならないと規定されている。
- (2) 原処分時の規定では、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が介護保険料が特別徴収されている年金額の2分の1を超える被保険者及び介護保険料が特別徴収の方法により徴収されない被保険者(年金の年額が18万円未満である被保険者等)については、特別徴収を行わないこととされている(施行令第23条第1号及び第2号)。

(3) 札幌市北区長は、上記(1)及び(2)により請求人に対し原処分2を通知したものであると認められるが、請求人の年金額、介護保険の保険料額及び後期高齢者医療保険の保険料額を基に本審査会において判定すると、別紙2のとおり関係法令に基づき適正に判定されていることが認められる。

なお、後期高齢者医療保険料を特別徴収の方法により徴収するか、普通徴収の方法により徴収するかの判断は、原処分時の規定では、市町村が関係法令に規定する要件に照らして判断するものであり被保険者の同意は要件とされていない。

よって、請求人の主張には理由がない。

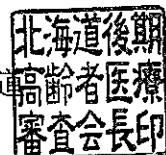
以上のとおり、原処分1及び原処分2は法令及び条例の規定に基づき行ったものであり、取消すべき瑕疵があるものとは認められない。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成21年7月17日

北海道後期高齢者医療審査会

会長 伊藤 隆



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。